

社会福祉法人 美熊野福社会

平成30年度 実績報告

1. 法人理念

社会福祉に対する利用者のニーズは多様化・高度化するとともに常に変化しています。

美熊野福社会は、これらの動向を的確に把握し、柔軟かつ適切に対応するよう努力を重ねてきました。

法人の理念である4つの目標・5つの約束は、全職員が自覚と責任を持ちさらに支援に対する意識を高め、新宮東牟婁圏域の福祉の中核としての役割を果たすよう事業展開を行ってまいりました。

《4つの目標》

- ・いのちを大切にし、健康な心とからだづくりに努めます
- ・一人ひとりの人格を尊重し、どんなに重い障がいがあっても、明るくいきいきとした生活を目指します
- ・一人ひとりの能力、可能性を最大限に発揮できるよう努めます
- ・家族、地域の人との交流を深め、開かれた施設に努めます

《5つの約束》

- ・全職員は援助者であり、施設の主人公は利用者である
- ・全職員は、重い障がいがあっても、成長、発達への確信を持ち根気強く接すること
- ・虐待は認めない
- ・全職員はつねに、あわてない、しからない、笑顔をやささない
- ・全職員はつねに、助け合い、協力しあい、自覚と責任をもって行動する

各事業所においては、人権の尊重、サービスの質の向上、地域との共生、社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底、人材育成、適材適所の配置、労務管理の実施、組織統治（ガバナンス）の確立、財務基質の安定化を、共通のテーマとして取り組んできました。

2. 基本方針及び重点的取り組み

(1) 利用者及び家族へのサービス提供について

利用者の人権を最優先に、心に寄り添う支援を心がけ、サービス等利用計画と個別支援計画を基本に置き、利用者や家族が望まれる支援について解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの提供を検討し、総合的な援助を実践できるよう努力してきました。

サービスの組み立てや内容においては、利用者本人や家族に対し、十分に理解できるよう情報提供や説明を行い、より具体的に実践できるように取り組んできました。

また、支援を行う上で、行政や福祉サービス事業所、その他関係機関との連携についても、サービス調整会議やケース検討会議を定期的で開催し、必要に応じたモニタリングやプランの見直しを行い、日々変化する利用者への対応にも心がけ、意思の尊重・意思決定に最大限の配慮を行ってきました。

(2) 虐待防止について

法人全体で、職員一人ひとりが虐待についての認識や理解を深めるよう、基礎研修の徹底及び実践研修の積み重ねを行ってきました。

虐待に対する職員の態度として、

- ・ 不適切なかかわりは虐待であるという認識を持つこと。
- ・ 虐待はどこでも起こる可能性があり、それに対しては毅然とした態度で権利侵害を防ぐための声をあげなければ、現状は変わらないという認識に立つこと。
- ・ 私だけは虐待をしていないから大丈夫・ではなく、他の職員の行う虐待を見逃すことも重大な過失行為であること。
- ・ 虐待が深刻な権利侵害であり、犯罪につながる行為であることを認識すること。
- ・ 組織的な対応や通報のシステムなど、活用できる社会資源を知ること。
- ・ 一人ひとりの利用者の生活を守る専門職であることの自覚を持ち、そのために必要な知識や技術などの獲得権利について、敏感に反応できる倫理観を持つこと。
- ・ 自己研鑽をおこたらないこと。

以上のことを、常日頃より虐待防止のテーマとして取り組んできました。

また、虐待防止に関するアンケートを法人全体で年2回（6月・2月）実施し、虐待防止のより強化を図りました。

(3) 職員研修について

利用者支援の根本的な基礎知識として、多種多様化する障害特性を習得する事に力を注ぎました。

知的・身体・精神（3障害）の他に、高次脳機能障害・発達障害・自閉症スペクトラムの特性を理解し、具体的な接し方、支援の方法まで、実践側に基づき演習を重ねてきました。

障害特性を知り理解することは、虐待防止にも大きく影響を及ぼし、利用者の人権尊重に役立てるものと考えています。

また法人の福祉サービスの展開についても、各事業の理解を深め、圏域における法人の役割について広い視野を持てるよう研修を行いました。

(4) 地域福祉の拠点としての役割について

- ① 地域に広く開かれた総合福祉施設として、積極的に地域と交流を深める機会を設け、地域の関係機関との連携、地域行事への参加を行います。
- ② 総合福祉施設として持つ機能と役割を十分に発揮し、地域における社会福祉の推進を図ります。
- ③ 学校や学生並びに地域ボランティアの受け入れや福祉のマンパワーの養成を図るとともに、障害福祉に対する啓蒙、啓発活動を行います。
- ④ 福祉体験学習や福祉に関する講義・講演等の講師の要請に対して、職員から講師を選任し、派遣するように致します。
- ⑤ 地域の幼稚園・保育園・子ども園・その他の教育機関や福祉施設等から、療育やセラピーの依頼があれば、積極的に応えていき、地域活性化につなげられるよう取り組んでいきます。

(5) 法人機能強化及び経営基盤の安定について

- ① 法人として管理部門の中核として財務状況を把握し、経営・業務・人事管理に係って実態を把握するとともに、法人全体を見通した方針をたてて、施設管理についても積極的に取り組みます。
また、適切な運営を進めるためには、法人として財源や人材を確保し、法人に人材を配置して組織整備を図ってまいります。
また、各施設において適切な管理がおこなわれているかのチェック機能も果たしていきます。
- ② 法人本部が財務、労務、人事等を一元管理することにより、継続的経営、安定経営を図ります。
- ③ 会計の透明性の確保と社会的信頼を高められるようにします。
- ④ 財務状況等の情報開示を行い、法人運営の透明性を積極的に図ります。

(6) 人材確保と人材育成について

- ① 継続した人材の確保と人材育成、組織の活性化に取り組みます。
- ② 階層別必須研修ならびに法人全体研修を開催し、人材育成並びに資質向上を図ります。
- ③ 各施設、事業所及び職員が持つ情報や知識、ノウハウ等を法人全体として共有しいかすことが出来るよう、人材交流を図ります。
- ④ 法人の基本理念の理解を深め、その具現化を図る職員を育成するよう努めます。

(7) 法人総合相談窓口の活用について

- ① 職員・利用者からの多様な相談のニーズに応える為に、法人総合相談窓口の活用を促し問題解決への努力を致します。
- ② ハラスメント困難事例に関しては、公益財団法人21世紀職業財団への外部委託相談を積極的に促し問題解決に積極的に取り組みます。

(8) 各種委員会の設置

幹部会、課長・副課長・サービス管理責任者会議、研修委員会、人権委員会、ホームページ担当者会議、グループホーム担当者会議、衛生委員会、施設入所判定会議等の各種担当者会議を定期的で開催致しました。
会議そのものの意義を大切に、組織が活性化するように今後も充実させていきます。

(9) 防災・防犯について

- ① 施設の防災への取り組みの強化を図り、地域で暮らす障害児者またそのご家族への地域福祉避難所としての役割を果たします。
- ② 防犯カメラの設置や防犯グッズ等を取り入れることにより防犯意識の向上や緊急時の対応に対処できるよう努力致します
- ③ 防災・防犯の基礎マニュアルの作成を行います。
- ④ 土砂災害防止の基礎マニュアルの作成を行います。

(10) 感染症について

ノロウイルスやインフルエンザの予防に関しては、各事業所において室内の消毒、換気及び除湿等を行い、手洗いうがいを基本に努めてきました。

しかしながら、インフルエンザの感染は猛威を振るい、一部感染の拡大がありました。

その際、保健所や嘱託医との連携を図り、適切な医療機関への受診・治療がなされました。

また、嘱託医の指導のもと、一部抗インフルエンザ薬の投与も行い、感染拡大の防止にも努めました。

(11) メンタルヘルスについて

- ① 労働安全衛生法における50人以上の職員規模の事業所において産業医・保健師等によるストレスチェックを実施致します。
また、対象施設以外の事業所においても職員の心身の健康のための実施把握と支援体制を整備します。
- ② メンタルヘルスの基礎知識の研修を行い、対人援助職のバーンアウト防止に努めます。

(12) ホームページによる情報提供

法人の経営や役割を理解してもらう為に情報発信機能の充実を目指します。
また、各事業所のホームページ更新を確実に実行していきます。

(13) 新規事業について

多機能型事業所ワークランドそらの開設にともない、障害者の就労に特化した事業展開をしてきました。

今後も時代背景の変化と共に、多様化する利用者や地域のニーズに対応していくためにも、和歌山県自立支援協議会、新宮東牟婁自立支援協議会とも協力体制を強化し、法人の事業展開をしていきます。